

宮城県ニホンジカ管理計画（案）の概要

1 計画改定の背景及び目的

平成26年6月30日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正されたことに伴い、本県のニホンジカを第二種特定鳥獣（その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）として位置づけ、現行の「宮城県ニホンジカ保護管理計画」（以下「現計画」という。）を「宮城県ニホンジカ管理計画」（以下「新計画」という。）に改定する。

なお、主な変更点は以下のとおりである。

- (1) 「保護管理」の表記を「管理」とした。
- (2) 生息数等のデータを直近のデータに更新した。
- (3) 国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した事業の実施を記載した。

2 管理すべき鳥獣の種類【変更なし】

ニホンジカ

3 計画の期間【変更なし】

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで（4年間）

4 計画の対象とする区域【変更なし】

石巻市（金華山を除く）、女川町、気仙沼市、登米市、南三陸町

5 管理の目標

	牡鹿半島	牡鹿半島周辺部	気仙沼地域
現計画	生息密度10頭/㎢以下 生息頭数1,000頭以下	極力シカが生息しない状況	極力シカが生息しない状況
新計画	生息密度10頭/㎢以下、 生息頭数1,000頭以下	生息密度1頭/㎢以下	生息密度1頭/㎢以下

※管理計画における目標達成年度は平成33年度

6 数の調整に関する事項

年間捕獲目標 現計画：1,650頭以上 新計画：1,920頭以上

※「指定管理鳥獣捕獲等事業」等を活用した捕獲促進

狩猟期間延長 シカの狩猟期間を11月15日から3月15日（環境省令では2月15日）までとする。

狩猟制限緩和 狩猟の捕獲制限を、1人1日オス1頭以内（わな猟は無制限）、メス無制限とする。
（環境省令では1人1日1頭以内）

7 被害防除対策【変更なし】

個体数管理と併せ、専門家や研究機関の協力のもと、効果的な防除方法の普及を図る。また、道路環境管理作業（除草等）を適正な時期に実施する。

8 その他管理のために必要な事項【変更なし】

計画の推進には科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠であることから、捕獲、農林業・生活環境被害状況や生息・植生調査等を実施する。また、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を設置し、上記調査等について検討・評価を行い、目標の達成状況や各種施策の見直しを行う。更に、地域住民、行政機関、狩猟団体、農林業団体等が相互に連携・協力できる体制整備を図る。